

会 議 記 録

1. 会 議 第2回酒田市障がい者差別解消支援地域協議会
2. 日 時 令和元年9月17日（火）16時30分～18時30分
3. 会 場 酒田市役所7階 703会議室
4. 出席者 出席者名簿のとおり 委員15名全員出席

5. 協 議 会 長 議事進行

(1) 障がい者差別解消推進条例（案）について（事務局説明）

(会 長)

委員の皆さんから、ご意見、ご質問等ありませんか。

(委 員)

前回の会議録に、12条（前回素案では11条）の協議会の第2項第1号の計画の策定のところで、計画はまだ決まっていないとのことであった。条例については酒田市長が議会に提案し、計画があつてさまざまな事業が動くので、計画についてはとても大切と考えている。計画の策定については協議会が関わり酒田市長が計画を策定するとして、第〇条と設けた方がいいと思う。2つ目は、地域の方、関係者、一般の方、行政等にも行っている事業が見えるようにするため、第〇条と設けて酒田市長が公表するとした方がいいのではないかと感じる。共に生きるまちづくり条例だと、やわらかい内容になるのだろうけれど、差別解消条例であれば、違反した場合、通報や勧告などの罰則を定めるというのはどうか。

(事務局)

計画の策定については、たたき台を事務局で作成し、皆様から意見を聞いて、また、庁内の関係課との協議を踏まえて最終的な計画ができあがっていく。その計画は市長が議会に提案して、市長が最終的な権限を持って策定した計画となる。この条例の中に市長が策定するという文言を入れることについては、他の条例等もいろいろ計画を作っている訳だが、法規の手順として、なじまないのかと思う。こちらに記載している計画というのは、障がい者基本計画と言われているもので、昨年12月の県の調査では、まだ障がい者基本計画を作っている市町村はない。障がい者福祉計画の方が充実した内容で基本計画を作らなくても十分補完できるのではという市町村もある。今後、協議を重ねていく上で基本計画が必要となった際に本協議会の皆さんから策定に関わっていただくことになる。

(委 員)

障がいを理由とする差別の解消の法律があるが、その中に協議会という文言があり、協議会の役割を規定している。

(事務局)

法律で地域協議会で行う事務として、複数機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有、関係機関等の対応した相談に関わる事例の共有、障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別解消に資する取組の共有・分析、構成機関等における斡旋、調整等のさまざまな取組による紛争解決の後押し、障がい者差別解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発、個別の相談事案に対する対応が主に挙げられている。

(委員)

ここでいう計画というのは、障がい者差別に関する計画を作るという意味ではないのか。

(委員)

この条例については、いわゆる理念条例と言われる。前の職場で歯科の予防の推進条例を作ったが、他にも理念条例と言われているものもあり、新健康さかた21を作ったとき、歯科医師会と協議して、計画を作ったという経過もある。

(委員)

条例については、制定者は市長になる訳だが、市長に全部任せるわけにはいかない。例えば、障がい者の自立支援の関係であれば、自立支援協議会があるし、障がい者差別解消に関して市が計画を作るのであれば、この場で我々が意見を言って協議する。いろいろな協議会があるが、それぞれ逸脱しない範囲で統合したりすることはありえるだろうし、計画策定については最終責任は市長が負うわけだが、策定の過程で我々が意見を出し協議していく。

(事務局)

差別解消の推進に係る計画については、今のところ策定する予定は考えていない。ただ、今後、社会情勢が変わったりした場合で、必要な時期があればということで将来を見据えた意味で計画という書き方にしている。差別解消の具体的な計画を市長が作るということについて意図はしていない。

(委員)

同じ条例を山形市、米沢市でも作っているという話を聞いたので、条例を見てみた。山形市の場合だと、計画の策定という条項があって、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画を定める。市長は、計画を定め、又は変更しようとするときは、支援地域協議会の意見を聴くものとする。米沢市にはなかったが、せっきこの協議会があって何をやっているのか、条例はどういう効果を表しているのか、合わせて公表というところがあっていいと思う。山形市が行っているからということだけでなく、責任を持って委員として計画に携わりながら、1つのものとして出した方が条例として重くなるのかと思う。計画については、機会があれば計画をつくるかもしれないということであれば、意味がないのではと思う。

(事務局)

第12条第1項で、市が主体となってやるということを申し上げて、2項で市が設置した協議会で、計画は必要に応じて作っていくが、現状で差別解消の計画については、他市の状況を見ながら、山形市と同じような書き方がいいのか、今日の段階ではご意見としていただいて検討する。

(委員)

計画というのは何か、イメージが合っていないように思う。山形市の話があったが、当然、解消する条例ができていけば、条例に基づいて事業をする訳だから、〇〇計画ということを想定してそういう予定はないと言っているのであれば、そうではなくて、条例に基づいて、具体的に酒田市として広報活動も含めて令和2年度取り組むということはある。虐待防止協議会でも新しい年度の事業の協議を行う。そういうことも含めての計画なのではと思う。

(会長)

この協議会が開かれていけば、その中で、計画はしっかり定めようとか議論できるようになる。少なくとも、継続的に話し合える状況ではある。まず、計画を策定すべきかどうか意見できる立場であるという認識なので、この協議会の中で、今後、計画を策定すべしという議論がでてきた場合、協議会の見解として取りまとめさせていただきたい。次に、情報公開について、それを定めた条文化した方がいいということだったが、それを踏まえて事務局よりお願いします。

(事務局)

この条例案ができた段階でパブリックコメントを実施して、市民の方に公表してご意見等をいただき、修正等あれば検討する予定である。この協議会の議事録自体も、後から確認させていただくが、ホームページ等で公表していく方向である。議会で条例ができれば、ホームページ等に載せたり広報等でお知らせしていく。すべての条例が同じ形で動いているので、公表について、条例の条文の中にそのことを規定するのはどうかと考えている。

(委員)

例えば、10条で相談体制の整備と記載があり、いろいろな問題が起きたとき、関係者間や関係行政機関との調整をすると書いてある。調整や相談体制を整備するのはいいが、調整した後、合理的な配慮をしなかったと言う場合に勧告するとか従わないところを公表するといったようなところをどのように考えているのか。

(事務局)

基本的に他市町村もそうだし、罰則規定は設けていないが、逆に委員の皆さんからそういうのが必要か意見を聞きたい。現状の案では考えていない。

(委員)

最終的には罰則とか勧告かは必要かと思う。法律だと3年を目処にといったことがあるが、見直しについても条例で触れた方がいいのではと思う。今すぐではなくても罰則的なことは必要と思う。

(会 長)

相談事例等がどれくらい上がってくるかわからないので、一定期間の中で事例が蓄積されるので、その中身次第ということもある。これを知っておきながら是正できないのかというシビアな事例が出てきたとしたら、明文化すべきということが出てくるだろうし、事例そのものが集まらない場合は数値からやらなければならないかもしれない。見直しについて盛り込むということは、ある程度事例の蓄積を見込んである程度の議論を進めるということに含まれてくるのかと思う。

(委 員)

差別解消法の基本的な考え方の次に出てきたのが、不当な差別的取扱いの禁止である。禁止ということはそのいうことをしたらこういう罰則があるということだが、実際、合理的な配慮という言葉で収めようとしている感じがある。酒田市差別解消協議会でも広報活動をし、禁止になるような不当な差別的取扱いは情報提供してください、また、その受け皿ができたということによって、酒田市として、罰則等も一緒につけた先進的なものを入れて条例にしたというほうがいいのではと思う。

(委 員)

勧告公表という罰則については、審議する機関が必要になる。この条例では、相談体制の整備はあるが、罰則勧告公表は非常に重い話である。この条例に罰則を設けても無理だと思う。相談があつて、その相談を第12条（協議会）第2項2号で情報交換を行い、第3号で障がい理由とする差別を解消するための周知、啓発活動があつて、そこでしかるべき措置、反省する組織を作つてやっていくという見直しはできる。

(委 員)

そもそも上位法に罰則等はあるのか。

(事務局)

障がい者差別解消法において、罰則の規程はなく努力義務というか、国民一人ひとりがそれぞれの立場において、自発的に取り組んでいくことを目指している。罰則を目的とした法律ではない。

(委 員)

障がい者差別解消法において、第19条で、協議会の事務に従事する者、従事していた者が正当な理由なく秘密を漏らしてはいけないとあり、第25条で一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するがある。第26条で第12条の規定による報告をせず、虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処するとある。罰則を条例の中で規定するのは難しいかもしれないが、何かあつたとき、なにもできなくなってしまう感じがする。

(会 長)

相談事例の周知、市内でこういう事例があつたということを経験し、その中で、到底見過ごせないということが出てくるかもしれない、実際発生したときに繋がるように協議会としての経験をきちんとし

ていきたい。そこがないと委員の皆様から実際の処理の経験もない中でペナルティを科すのは難しいところはある。

(事務局)

差別解消法の罰則、秘密保持については、合理的配慮をしなかった場合の罰則との関連性がどうなのか、条例に罰則を盛り込めるかも含め、総務の法制担当に確認したうえで、委員の皆様へ報告する。

(委員)

罰則は難しいと思いながらも、せめて通報は必要かと思う。

(会長)

通報という書き方だと表現としてややきつい感じがする。実際には相談事例が上がってくるから、これについては刑事事件であるとすれば管轄の警察に連絡できる。協議会が重大な事件性のある事案を知って警察に通報したら処罰されるのか。

(事務局)

今までそのような事例はない。

(会長)

虐待であれば虐待事案として通報すれば守秘義務違反には問われない。法律をきちんと理解したうえでできるルートで通報していく形になる。見直しに係る文言はいかがか。

(事務局)

私が記憶しているかぎりはない。上位法では何年間という形はあるが、市の条例ではあまり見ないと思う。

(委員)

先日、鶴岡市でも同様の条例を作っているが、3年後という文言をやめて、必要に応じて見直すと言っていた。

(事務局)

今の状況を見ながらその条例がどのような形がいいのか、意見をいただき、法制担当と確認したうえで、盛り込める、盛り込めないという判断をするか、条例でなく規則にしていくという形もあるので検討したい。

(委員)

第5条第2項のカッコ書きのところ、意見のあったとおり、6条のところでも障がいのある方以外にも含めて幅広く見た方がいいということもあって、この点やはり入れた方がいいと思う。例えば、障がいのある人の関係者等とか「以下」など、言い方だけで変えたわけではないかもしれないが、第5

条2項で書いてるのであれば、家族や支援者も入れた方がいいと思う。

(会 長)

単純に障がいのある人、その家族、支援する人と並列に書けば済むような気がする。

(委 員)

障がいのある人とひとくくりにしてしまうと、自分の意思で合理的な配慮が必要と主張できない人もいる。家族とかの文言が入っていれば幅広く捉えられるのではと思う。

(事務局)

ただいま意見をいただいたのは、カッコ書きの部分は載せた方がいいとのことだったので、第5条、第6条、そして第7条も同様の形であるので、そこも合わせて文言を確認したいと思う。

(委 員)

第5条、第6条、第7条まではそのようにしてもらいたいと思うが、市民等の役割のところ、障がいのある人は、合理的な配慮が必要なときは、配慮の内容について、周囲の人々に伝えるよう努めるものとするというのがなじむのか。そもそも障がい者に配慮について伝えることを求めるのか。

(事務局)

こちらの2項については、ヘルプマークやヘルプカードが出てきていることから記載したものである。

(委 員)

そういうことであれば了解した。

(委 員)

前文は、格調高くいいと思うが、前文があるのにあえて第3条に基本理念を謳うことの意図は何か。2点目は定義の第2条の1号で、精神障がい（発達障がいを含む。）とあるが、あえてカッコ書きしなくてもいいのではないか。その他の心身の機能の障がいのところで読むのかもしれないが、難病を理由としての障がいといったものがあるがあえて入れなかったのはなぜか。また、第6条2号で、事業者を市内において商業その他の事業とあるが、ここだけなぜ商業を特筆しているのか。第9条で一般的な事項を書いているが災害時の意思疎通を触れなくてもいいのだが、計画にしても、逐条解釈的なものを作るか、施行規則のようなものを作らないと実践的な機能を果たせなくなるのではないか。意思疎通支援では、意思疎通のためのガイドヘルパーの確保を図るとか災害時では特にそういった人を派遣するよう努めるとかこの条項の中に入っていないとどこかで抜けてしまうと思う。立法趣旨としてはいいが、どういう解釈なのかということをはっきりと明らかなにして、そのことが市民への周知にも繋がるのではないか。

(事務局)

各市町村の条例を見ながら作成したが、前文はどうしても基本理念と重なるところはあるが、条例の制定する背景を記載して、基本理念のところでは理念を記載して条文の中に入れるのが一般的である。

(委員)

他のところでもそういうことはあるけれども、より明確にしたいということであれば了解した。

(事務局)

前文というのは、他の市町村でないところもあり、ないところだとすぐに第1条の目的からということもある。障がいのある人のところについては、定義づけということから、法律の記載どおりにしている。その他の心身の機能の障がいに含まれるのは、難病以外に高次脳機能障害だったり、幅広くなってしまうが、国の表記に合わせた形にしている。

(委員)

そういう意味でも、逐条解説があった方がいいと思う。

(委員)

一般的に含まれると考えていいと思う。先ほどの基本理念も別につけた方がいいと思う。裁判になったとき、判断材料が多くなるし、根拠規定は条文としてあった方がいい。

(事務局)

第2条6号の商業という表記については、検討する。

(委員)

第9条に関しては災害時も想定しておかなければならないということで、こういうことも入っているとうことの確認である。基本理念、発達障がい、難病等もあるようにこのことは、どういうことを意味しているか市民に分かりやすく説明できるようなものがあった方がいい。

(事務局)

第9条についても施行規則やわかりやすい表現も含めて検討する。

(委員)

第8条で必要な広報及び啓発に取り組むといった際に、媒体にこういったことが書いてあると明らかになっていけば、市民の皆さんの理解も深まるのではと思う。

(委員)

ぜひ当事者に届くようにしてほしい。例えば、ルビ付きにするとか、点字とか音声があれば一番いいが、当事者が知らなければ作っても意味がないと思う。この条例について、市民の方に公開するのであれば、こちらも配慮してもらいたい。

(事務局)

パブリックコメント等の際には、前回の計画の策定の際もSPコード等の音声コードを用いたものを

準備したり、文字を大きくしたが、障がいに関心した広報をしていきたい。

(委員)

この条例がどこを目指すのかを入れたらと思う。例えば、実質的に障がいのある人が障がいのない人と同等なぐらいの日常生活、社会生活を営むことができるような社会を目指すというようなゴールというイメージできる表現をどこかに入れると、この条例がどんなところを目指すのかわかるのではと思う。生活の場は自由な選択だとか当然そうであることを明確にして、生活の場は本人の自由であり、活動の機会の確保も均等だというような一般の人がわかりやすい表現、機会の均等、選択の自由、それに伴う配慮の必要性とか、正当な理由がないサービス提供の拒否、利用の制限とか、条件をつけるとか、そういうことが不利益なんだという表現をどこかに入れると分かりやすさが出てくると思う。

(事務局)

検討する。

(委員)

前文の後ろから3行目に、私たちは障がいを理由とする差別の解消を推進しとあるが、私たちとは誰になるのか。今までの条例の中でこのような文言はあるのか。

(事務局)

市民である。前文をつけた条例は酒田市では少ないが、前段で出た公益まちづくり条例も同様である。

(事務局)

本日配布した資料に意見等をいただく用紙が入っている。この会が終わってから、この協議会の会議録を作成して皆さんへ送付する。この会議の場とさらにご意見をいただいた条例案を作成して、皆さんに見ていただいて、その形でいいということであれば、11月か12月頃に市民への周知ということでパブリックコメントを予定している。そのパブリックコメントで意見をいただいて、1月に今年度最後の協議会で条例の最終案として皆様にお示しする予定である。

(2) 障がいを理由とする差別に係る相談事案について (事務局説明)

(会長)

報告が上がってきて、問題が解決してなければ、こうした方がいいとか、アクションを起こすとなったときはどうか。また、今後、このような形で作っていくのか。

(事務局)

今回は案件が2件ということでこのような形にしたが、別の形で多くの意見があればまとめて、どんどん変えていきたい。

(委員)

様式の中で、相談の相手方とあるが、相談者か。

(事務局)

その通りで、様式を相談者に変更する。

(会長)

こういった事例が協議会上がってきて共有し、解決されているかがないと協議会として態度を決められないと思うが、この対応としては、本人が理解したかは分からないとあるが、前より状況が良くなったのか。

(委員)

1番目の事案は社会福祉協議会で報告したものだが、平成29年のことで、今のところはこういったことは来っていない。本人からも店からも来っていない。

(委員)

2番目の事案については私が報告したものだが、対応を求めるようなものではなく、大人になって、子どもの頃の差別的な内容の事案があったということで報告した。

(会長)

2番目の事案については、苦情・要望への対応は求められていないので、このままケースの把握ということになる。

(委員)

要するに差別解消条例を作ると言ったのでこのようなことを言いたかったのではないかと思う。

(会長)

さまざまな立場の方がいるので、それぞれの立場でそういう案件を把握された場合、匿名処理は事務局です思うので、報告していただければ必然的に事例が増えていく。さしあたって、様式について、事案区分にその他を追加、相談者に一番多そうな支援者を加えたほうがいい。差別等を受けた方については年齢は何歳くらいということで、何歳代としていただければと思う。

(3) その他 (情報交換)

なし

7. 閉会